

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款の二 婦人相談センター（第三百三十六条の二）」を「第一款の二 削除」に改め、「・第五百五十四条の二」を削る。

第三条の表福祉部の項中

「少 子 政 策 課

を

こ こ

ど も 政 策 課	ど も 支 援 課
-----------	-----------

に改める。

第六条の二行政・デジタル改革課の項に次の一号を加える。

十五 北部拠点政策幹の庶務に関する事。

第七条の二中「及びセンター」を削り、同条人権・男女共同参画課の項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関する事。

第七条の二人権・男女共同参画課の項第十二号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第十三号中「婦人相談センター及び」を削り、同条スポーツ振興課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「体育大会」を「スポーツ大会等（他の機関において所掌するものを除く。）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「体育施設」を「スポーツ施設（他の機関において所掌するものを除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「体育関係団体」を「スポーツ団体」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、同項第十一号中「体育及び」を削り、同号を同項第十号とする。

第七条の四温暖化対策課の項第三号中「施行」の下に「（健康長寿課において所掌するものを除く。）」を加え、同条産業廃棄物指導課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条高齢者福祉課の項に次の一号を加える。

七 第三十八回全国健康福祉祭埼玉大会の開催に関する事。

第八条少子政策課の項中「少子政策課」を「こども政策課」に改め、同項第一号中「少子化対策」を「こども政策」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同項第十号中「施行」の下に「(子ども・子育て支援事業支援計画等に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「少子化対策」を「こども政策」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十二号を第九号とし、同項第十三号中「少子化対策局長」を「こども政策局長」に改め、同号を同項第十号とし、同項の次に次の一項を加える。

こども支援課

一 社会福祉法の施行（主として保育所及び児童厚生施設を運営する法人の認可等に関するに限る。）に関する事。

二 児童福祉法の施行（保育士、保育所、児童厚生施設、放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業に関するに限る。）に関する事。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

四 子ども・子育て支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

五 こども基本法の施行（子育て支援、こども政策（いずれも他の機関において所掌するものを除く。）並びに計画の策定及び進行管理に関する事）のうちこども政策課が所掌するものを除く。）に関する事。

六 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

第九条保健医療政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条医療人材課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 医療法の施行（特定労務管理対象機関に関するに限る。）に関する事。

第九条健康長寿課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 気候変動適応法の施行（熱中症対策の推進に関するに限る。）に関する事。

第九条薬務課の項第五号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第十条産業支援課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を

第十七号とし、同条産業創造課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 産業拠点整備推進幹の庶務に関すること。

第十条企業立地課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条雇用労働課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第十一条農業ビジネス支援課の項第二十一号中「のうち、」の下に「生産振興課及び」を加え、同条生産振興課の項中第十九号を第二十七号とし、第十八号を第二十六号とし、第十七号を第二十五号とし、第十六号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 水産業協同組合法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）に関すること。

二十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（農林水産物又は食品（農林水産大臣を主務大臣とするものに限る。）に係る事務のうち、水産物に係るものに限る。ただし、水産研究所において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条生産振興課の項第十五号中「（協議会に関することに限る。）」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号の次に次の六号を加える。

十五 漁業法の施行に関すること。

十六 水産資源保護法の施行に関すること。

十七 漁船法の施行に関すること。

十八 輸出水産業の振興に関する法律の施行に関すること。

十九 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関すること。

二十 持続的養殖生産確保法の施行に関すること。

第十三条都市計画課の項第八号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条市街地整備課の項を次のように改める。

市街地整備課

一 土地区画整理法の施行に関すること。

二 都市再開発法の施行に関すること。

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

四 都市再生特別措置法の施行に関すること。

五 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行（住宅課において所掌するものを除く。）に関すること。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の施行に関すること。

七 新住宅市街地開発法の施行に関すること。

八 住宅地区改良法の施行に関すること。

九 新都市建設事務所との連絡調整に関すること。

十 産業基盤対策幹の庶務に関すること。

十一 前各号のほか、市街地整備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十三条建築安全課の項第十二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第十九条の六第一項第四号中「婦人」を「女性」に改める。

第三十三条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 植物防疫法に基づく防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

第三十三条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 植物防疫法に基づく侵入調査事業に関すること。

第三十三条第一号の次に次の一号を加える。

二 植物防疫法に基づく防除についての企画に関すること。

第七十三条中第二十号を第二十二号とし、第十九号を削り、第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 植物防疫法に基づく防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

第七十三条中第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 植物防疫法に基づく侵入調査事業に関すること。

第七十三条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 植物防疫法に基づく防除についての企画に関すること。

第七十九条の五中第五号から第七号までを削り、同条第八号中「に係るもの」を「の輸出証明書を発行すること」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第九号を第六号とする。

第一百三十一条の十五第一項第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
第三章第三節第一款の二を次のように改める。

第一款の二 削除

第三百三十六条の二 削除

第三百三十六条の三に次の一項を加える。

2 埼玉県男女共同参画推進センターに、支所を置く。支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県男女共同参画推進センター支所		さい	いたま市

第二百五十四条の二を削る。

第百八十六条中「支所」の下に「埼玉県男女共同参画推進センター支所、」を加える。

第百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項中「~~子ども保健課~~」を「~~子ども保健課~~」に改め、同表埼玉県建築審査会の項中「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改める。

第百八十八条第一項の表県民生活部の項の次に次のように加える。

県民生活部、 福祉部及び 保健医療部	こども政策局 長	上司の命を受け、こども政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--------------------------	-------------	--

第百八十八条第一項の表福祉部及び保健医療部の項を次のように改める。

福祉部及び 保健医療部	地域包括ケア 局長	上司の命を受け、地域包括ケアシステム構築の推進並びに高齢者の福祉に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
----------------	--------------	--

第百八十八条第一項の表保健医療部及び農林部の項を削り、同表保健医療部の項の次に次のように加える。

保健医療部 及び農林部	食品衛生安全 局長	上司の命を受け、農畜産物生産及び食品の安全性、適正流通の確保並びに食品衛生及び生活衛生等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
----------------	--------------	--

第百八十八条第三項の表部の項を次のように改める。

部	部付	上司の命を受け、部の特定事務に従事する。
---	----	----------------------

第百八十八条第三項の表部の項の次に次のように加える。

企画財政部	北部拠点政策 幹	上司の命を受け、北部地域振興交流拠点の整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-------	-------------	---

第百八十八条第三項の表保健医療部の項を削り、同表課及びセンターの項中「事項を掌理し」を「事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け」に改め、同表人権・男女共同参画課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課	スポーツ施設整備推進幹	上司の命を受け、特定のスポーツ施設の整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
高齢者福祉課	ねんりんピック推進幹	上司の命を受け、全国健康福祉祭に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第百八十八条第四項中「企画幹にあつては、参事、副部长、雇用労働局長」を「企画幹にあつては、参事、副部长、医療政策局長」に、「知事室長、参事、副部长、雇用労働局長及び行政監察幹」を「知事室長」に改め、同項第六号中「雇用労働局長」を「医療政策局長」に改め、同項第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 北部拠点政策幹

第百八十八条第四項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第百九十二条第三項の表地域機関の項中「副園長」の下に「、学院にあつては副学院長」を加え、「事項を掌理し」を「事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第九条薬務課の項第五号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の際、福祉部少子政策課に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により福祉部こども政策課に勤務を命ぜられたものとする。